

国の審議会等における女性委員の割合の  
新たな目標に関する検討状況について

平成 18 年 3 月 8 日  
内閣府男女共同参画局

国の審議会等における女性委員の割合については、平成 17 年 9 月末現在、30.9% となり、今年度末までの目標である 30% を達成した。第 2 次男女共同参画基本計画においては、「国の審議会等委員への女性の参画の拡大について、新たな目標設定を検討する」とされており、新たな目標の検討を進める必要がある。

このため、男女共同参画会議基本問題専門調査会において、これまでに 2 回検討を行った（10 月 21 日、2 月 1 日）。

今後、基本問題専門調査会において目標案について意見を取りまとめ、3 月中を目途に男女共同参画推進本部において新たな目標を決定する予定である。

現在の目標

国の審議会等における女性委員の登用の促進について

平成 12 年 8 月 15 日  
男女共同参画推進本部決定

国の審議会等における女性委員の割合については、今般、平成 8 年 5 月 21 日に男女共同参画推進本部で決定された当面の目標である「20%」を達成した。

今後は、「20%」を達成した実績を踏まえ、平成 17 年（西暦 2005 年）度末までのできるだけ早い時期に、ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である「30%」を達成するよう鋭意努めるものとする。

なお、審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員等についても、女性の積極的な登用に努めることとする。

こうした取組を計画的に進めるため、各審議会の女性委員の人数及び比率等を定期的に調査・分析・公表することとする。

## 基本問題専門調査会における主な意見

### (本委員について)

- ・ 審議会の母体は全国民であり、男女の人口比に照らして、理想的には 50%になってもよいはず。
- ・ 長期目標として 2020 年までに 40%を目指してはどうか。
- ・ 諸外国における女性委員の割合を参考にしてはどうか。
- ・ 公募による人材発掘を進めるべき。

### (専門委員等について)

- ・ 女性研究者の処遇改善を促進するためにも、専門委員に目標値を設定することを検討すべき。
- ・ 専門委員の目標値についても、この専門調査会では大胆な議論をすべき。
- ・ 2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を 30%にするという考え方を専門委員に適用すればよいのではないか。
- ・ 長期間の目標であれば 30%は当然のことと思うが、短期的にもある程度の目標値を立てておいた方がよい。
- ・ 5 年間の目標を掲げるのは難しい。2020 年までに 30%でよいのではないか。
- ・ 非常勤講師等でも委員になれるようにすべき。
- ・ 適任の人材が少ないというが、専門家に限らず、幅広い人材を登用した方がよい議論ができる場合もある。
- ・ 研究者の女性比率が分野によって異なることを考慮して、委員の専門分野ごとに数値目標を設定してはどうか。



( 参考 2 ) 専門委員等の女性割合の推移

	専門委員等総数	女性	割合 (%)
平成 13 年 9 月 30 日	7,201 人	763 人	10.6%
平成 14 年 9 月 30 日	8,114 人	935 人	11.5%
平成 15 年 9 月 30 日	8,815 人	1,091 人	12.4%
平成 16 年 9 月 30 日	9,885 人	1,180 人	11.9%
平成 17 年 9 月 30 日	9,039 人	1,165 人	12.9%

( 参考 3 ) 審議会、委員会等の女性委員割合に関する諸外国の状況

国	目標等	実績	備考
E U	40% (目標)	13.5%( 2000 ) 29.0%( 2001 ) 30.0%( 2002 )	欧州委員会決定 ( 2000 年 ) 欧州委員会内の組織の一つである専門委員会や専門家グループのメンバー構成比について、男女それぞれ少なくとも 40% という目標を設定。加盟国に対して男女それぞれの候補者を提示するよう要請している。
ノルウェー	40% (クォータ)	41% ( 1999 ~ 2000 平均 )	両性間の平等な地位に関する法律 ( 2005 年改正 ) 第 21 条 : 委員会の構成員が多い ( 10 名以上 ) 場合には、各性別が構成員の少なくとも 40% によって代表されなければならない。
デンマーク	均衡 (クォータ)	12.7%( 1984 ) 38.9%( 1996 ) 38.0%( 1998 )	公的委員会、審議会その他の委員の任命の際の男女の平等な地位に関する法律 ( 1985 年 ) 第 1 条 : 大臣によって設置される公的委員会、審議会等は男女の均衡な構成を図らなくてはならない。 第 2 条 : 委員の候補者を推薦する組織は、1 名の推薦を行う場合は、男女双方を推薦しなければならない。2 名以上の委員に関する推薦を行うときはそれが偶数なら男女同数、奇数なら、一方の性別を他の性別よりも 1 名多く推薦する。
フィンランド	40% (クォータ)		男女間の平等に関する法律 ( 2005 年改正 ) 4 条 a : 国の委員会、審議会、その他それに相当する国の機関、地方・地方間の連携審議会は ( 地方議員又は地方委員は除く ) 特別の事情がある場合を除きどちらかの性がメンバーの最低 40% 以上を占めてはならない。
アイスランド	均衡		両性の身分と権利の平等に関する法律 ( 1991 年 ) できる限り、両性はほぼ等しい割合で中央または地方の行政組織の管轄する委員会および評議会に任命されなければならない。
ベルギー	1/3 (クォータ)		諮問機関における男性及び女性の均衡参加を促進するための法律 ( 1997 年改正 ) いずれの諮問機関も同性は最大で構成員の 2/3 までしか占めることができない ( 1/3 以上は性別の異なる構成員で占めなければならない ) 。この条件を満たさない場合、諮問機関は意見を述べることができない。
フランス	1/3 (クォータ)		国家公務員身分規程法 ( 2001 年改正 ) 第 12 条 : 男女の均衡のとれた代表に貢献するために、行政を代表する諮問機関の構成員は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められるそれぞれの性に属する代表者の割合を考慮して選ばれる。 第 20 条の 2 : その構成員が行政により任命される審査委員会は、男女の均衡のとれた代表に貢献するように構成される。 2002 年 5 月 3 日デクレ 1 条 : 男女の均衡のとれた代表の割合は、いずれの性も最低 3 分の 1 。
ドイツ	(クォータ)	12.2%( 1997 ) 15.9%( 2001 )	連邦の影響領域にある委員会における女性及び男性の任命及び派遣に関する法律 ( 1994 年 ) 公の委員会等に割り当てられるポストのそれぞれについて女性 1 名、男性 1 名を指名又は推薦すること義務付け ( 二重指名 ) 。任命の際には、男女の同権の参加を目標として女性及び男性を考慮しなければならない。
スイス	30% (クォータ)	30% 達成 ( 2002 )	国会外委員会、管理機関及び連邦の代表に関するオルドナンス ( 行政権の発する命令 ) ( 1996 年 ) 一つの委員会について、両性が 30% 以上を占めなければならない。
イギリス	-	25% ( 2001 )	実績は省外公的諸団体の中の諮問的組織の女性割合

国	目標	実績	備考
アイルランド	40% (クォータ)	25.8%(1996)	政府は、公式の委員会では直接の指名につき両性を同数にするという目標を決定。(1993年) 指名代表からなる機関は政府の定める目標を遵守しなければならない。すなわち、公式の委員会では両性が40%以上を占めなければならない。
カナダ	-	21.0%(2003) 20.8%(2006)	法律上の目標値はない。
オーストラリア	-	32.2%(2004)	実績は連邦委員会やその他の委員会の女性割合
韓国	40% (目標)	32.2%(2004) 国 27.1% 地方 34.8%	女性発展基本法(1995年) 第15条1項:国家及び地方自治体は各種委員会等政策決定過程への女性の参加を拡大するための方策を講じなければならない。 第2次「女性政策基本計画」(2003~2007年) 国・地方の各種委員会への女性の登用につき、40%の目標率を設定

(注)「クォータ」とは、クォータ制(性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる制度)を採用していることを示す。